

市町村名	新見市
担当部署	産業部 移住定住推進課
連絡先	0867-72-6114
移住サイト 又はHP	https://www.city.niimi.okayama.jp/akurashi/

区 分	名 称	目的・対象者・要件等	助成内容等
お試し暮らし等	お試し暮らし支援事業補助金	○目的 移住を検討している人にとって移住先の様子を知る機会があることは、移住先の選定に際して有利な材料となるため、新見市内での実際の生活を安価に体験できる機会を提供する。 ○対象者 本市への移住を検討している人及びその者と生計を一にする世帯構成員	指定する宿泊施設での宿泊に要する経費(1泊食事なしの料金)の一部を支援 ・公共施設:1世帯あたり1泊2千円のみを負担し、差額は市が宿泊施設へ補助 ・民間施設:1世帯あたり1泊料金3千円補助 ・同一申請者における年度内の利用上限:3泊
お試し暮らし等	にいまde子育て体験事業	○目的 子育て世代向けに、子育て環境と実生活に近い体験を提供することで、将来的な移住者の増加と移住後のミスマッチを防ぐもの。体験期間は、2週間程度を想定しており、子どもは保育所体験、親はリモートワークをしながら、市内を見学し、移住後の生活をイメージしてもらう。 ○対象者 新見市への移住を検討している子育て世帯。	既存の「お試し暮らし支援事業補助金」を活用することで、宿泊費を抑え、気軽に体験事業に来ることが可能
起業	創業・事業承継支援事業補助金	○目的 市内で創業・第二創業・事業承継を行う者に対して、その経費の一部を補助することにより創業等を促進し、IJUターンによる定住促進や市の産業・経済の活性化を図ることを目指す。 ○対象者 本市の住民、または補助事業を完了する日までに本市の住民になる満年齢65歳未満の人 ※申請には、新見商工会議所又は阿哲商工会の支援を受けた事業計画が必要	創業等に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費(改装工事は市内施工業者による施工に限る)、原材料費、広報費(自己で行う広報に限る)、在庫処分費(第2創業かつ自己所有物に限る)、処分費(第2創業かつ自己所有物に限る)、原状回復費及び修繕費(第2創業かつ借用物に限る)、委託費ほか ○補助率:2/3以内 ○補助限度額:100万円
就農	就農サポート事業補助金	○目的 ○新規就農者の確保・育成及び就農環境を整備する。 ○対象者 ○農業体験研修を終了した者・農業実務研修生・新規参入型就農者 ○内容 ○①借家賃借料の助成 ○②借家リフォーム費の助成 ○③農地借地料及び土づくり資材費の助成	①補助率:1/2以内、上限3万円/月 ①補助期間:農業実務研修開始後又は就農開始後1年間を限度 公営住宅入居者は対象外 ②補助率:55/100以内 補助対象事業費上限90万円 1人1回限り ③補助率:55/100以内 補助対象事業費上限10万円/10a、1人1回限り
就農	新規就農者住宅確保事業補助金	○目的 ○新規就農者が円滑に住宅を確保できるよう支援し、農業振興及び福祉の向上を図る。 ○対象者 ○農業体験研修事業を終了した実務研修生又は新規就農者 ・就農計画において農業経営が適当と認められる者 ・45歳以下の者、実務研修終了後10年以内の者又は経営開始後10年以内の者で同居の農業に従事する配偶者がある者 ・リース契約等において保証人が存在する者 ・その他市長が特に必要と認める者 ○内容 ○①住宅リース料の助成 ○②新築住宅購入費の助成 ○③中古住宅購入費の助成	①月額4万円、期間:5年間 ②150万円、1人1回限り ③補助率:1/2以内 補助金額上限150万円、1人1回限り
住宅	空き家情報バンク登録制度による情報提供	○目的 市内に存在する空き家の情報提供から入居決定までの支援を行うことにより、市の定住人口の増加と地域の活性化を図る。 ※登録された空き家情報については、市ホームページ等により公表 ※利用に際して、事前登録等は必要なし	

住宅	空き家活用推進事業補助金	○目的 空き家の有効活用による本市への定住促進と地域の活性化を図る。 ○対象者 ・新見市に定住する意思をもって転入しようとする人もしくは転入から3年を経過しない人 ・空き家使用者又はその配偶者が満40歳以下で市内に住所を有している人 ・定住するために市内の空き家を購入、賃借等を行う人(入居者)又は移住希望者等へ賃貸等を行う人(所有者) ・申請時点において、空き家への入居者が決定している人 ・税等の滞納がない人、暴力団員等でない人 など ※ただし、同一申請者及び同一物件に対し、次の補助メニューにつき、それぞれ1回限りとする。 ○条件 補助金交付後、市内に5年以上引き続き定住する(させる)こと ○内容 【購入補助】 次の全ての条件を満たす空き家の購入(家屋及び宅地購入費のみを対象)に要する経費の一部を補助 ・購入した不動産の登記を補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に登記が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【改修補助】 空き家の居住部分に係る機能回復もしくは設備改善のための改修工事のうち、次のすべての要件を満たすもの ・市内の建築業者(個人を含む)が実施するもの ・補助対象経費が30万円以上であるもの ・まだ事業着手していないもの ・年度内に工事等が完了し、実績報告書の提出ができるもの 【家財整理補助】 家屋内に残された家財道具等を市内の専門業者に委託し、処分する場合、その処分経費の一部を補助(次の条件全て満たすこと) ・補助対象経費が10万円以上であるもの ・移住希望者の入居前又は入居後1年以内に行うもので、補助金の交付決定後に実施するもの ・年度内に事業が完了し、実績報告書の提出ができるもの	【購入補助】 補助対象経費×3/10 上限100万円 【改修補助】 補助対象経費×1/2 上限150万円 空き家使用者が中学校卒業までの子を養育している場合、子1人につき50万円を補助上限額に加算 ただし、改修した空き家に10年以上居住する意思を示すことを条件とする 【家財整理補助】 補助対象経費×1/2 上限20万円
住宅	新見産材のめくもりを活かした家づくり支援事業補助金	○目的 木造住宅の普及促進と品質が安定した新見産材の使用を推進し、新見産材の需要拡大による市内木材産業及び建築業の活性化を図るとともに、市内定住者の確保・促進を図る。 ○対象者 市内に一戸建ての木造専用住宅を新築又は増改築する者 ○要件 以下の要件をみたすこと。 ①市内に自ら居住するために新築・増改築する1戸建て木造専用住宅であること。 ②対象となる住宅の要件は、新築は延べ床70㎡以上又は新見産材の使用量が5㎡以上。増改築は主要構造部及び内外装等に木材を1㎡以上使用する場合とする。 ③新築の場合、主要構造材のうち新見産材を70%以上使用し、うち70%が乾燥材であること。 ④市内の建築業者(個人を含む。)が建築する住宅であること。	新築 1戸あたり70万円 増築 1㎡あたり3万5千円(上限30万円)
子育て	子育て支援金(出生祝金)	○目的 新しい子の誕生を祝福するため、出生祝金を支給することにより、次代を担う子の多くの誕生を祝い、健やかな成長と明るい家庭を築くことを促進する。また、多子世帯の経済的負担の軽減及び敬意とお祝いの気持ちとして、第2子以降は支給額を加算する。 ○対象者 出生した子を養育している保護者 ※出産後1年以上、本市住民である意思がある者 ※申請できる期間は、出産後1年以内	○支給内容 保護者が養育している子の数に応じて支給額を加算する。ただし、保護者が養育する22歳以下の子どものうち最年長者を第1子として順に数える。 第1子 現金 5万円 地域ポイント 5万円分 第2子 現金 10万円 地域ポイント 10万円分 第3子 現金 15万円 地域ポイント 15万円分 第4子 現金 20万円 地域ポイント 20万円分 第5子 現金 25万円 地域ポイント 25万円分 ※申請後1回目は一律10万円分支給(5万円+5万ポイント)第2子以降加算分は10回に分けて毎月支給する。 ※出生後、1年以内に転出した場合は返還金が生じる。
子育て	子育て支援医療費の助成制度	○目的 子どもに係る医療費の一部を支給する措置を講じ、子どもの健康保持及び増進に寄与するとともに児童福祉の向上及び子育て支援を推進する。 ○対象者 18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子ども	医療費の自己負担額を助成することで、医療費を無料とする。
子育て	保育料の減免制度	○目的 保育施設を利用する子どもの保護者の経済的負担軽減を図る。 ○対象者 3歳未満の子ども(第2子)	第2子…基準額の1/2 第3子以降…無料
子育て	保育料、給食費、教材費の無料化	○目的 教育、保育施設を利用する子どもの保護者の経済的負担軽減を図る。 ○対象者 満3～5歳児クラスの子ども	保育所等における保育料及び給食費、教材費を無料とする。

子育て	こども誰でも通園制度	【全国版】 ○目的 保護者の就労状況等に関わらず、月10時間を上限に保育所等を利用でき、全ての子どもの育ちを応援していく。 ○対象者 6カ月～満3歳までの未就園児	
子育て	学校給食費無償化事業	○目的 保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するとともに、子どもたちの健やかな成長を支える教育環境を整える。 ○対象者 新見市立の小・中学校に在籍する児童・生徒	市が給食センター運営委員会に食材費相当額の補助金を交付し、保護者からは給食費を集金しない。
その他	給食のアレルギー対応	原則入学前申請、対象者の状況によりアレルギーの除去又は代替食の提供を行う。	
その他	新見市結婚新生活支援事業	○目的 結婚に伴う新生活に係る費用を支援することで新婚世帯の負担を軽減し、本市での安心した新生活を応援する。 ○対象 令和8年1月1日以降に入籍された、夫婦ともに39歳以下で、合計所得が500万円未満の新婚世帯が対象で、住宅取得費用や賃借費用、引越費用、リフォーム費用、家電製品・家具購入費用の一部を補助する。	【補助限度額】 ・夫婦ともに29歳以下…80万円 ・上記以外の39歳以下…40万円
その他	新見市移住定住奨励ポイント	○目的 IJUターン者で市内又は通勤可能な事業所に就職した者に対して地域ポイントを付与することで、新生活時の財政的負担を軽減し、定住につなげるもの。 ○対象 市外に1年以上居住していた者で、本市に転入後1年以内に市内又は通勤可能な市外事業所に正規職員として就職した者	市内の加盟店で利用できる地域ポイントを20万円分付与する。
その他	新見市市内就職奨励ポイント	○目的 IJUターン者で市内事業所に就職した者に対して、就職から1年経過ごとに地域ポイントを付与することで、市内事業所への定着を図るもの。 ○対象 市外に1年以上居住していた者で、本市に転入後1年以内に市内事業所に正規職員として就職した者	雇用開始日から1年経過ごとに、地域ポイントを10万円分ずつ付与する(最大3年間で30万ポイント) ※市内大学・高校等の新規卒卒者は別途10万円分加算
その他	移住支援金の支給	東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から新見市へ移住・定住し、かつ、就労等に関する諸条件を満たす方を対象に移住支援金を支給する。 ・岡山県が行う就労のマッチングサイトに掲載する求人に就業した方 ・起業支援金の交付を受けた方 ・テレワークにより移住前の就労を継続する方	一世帯100万円 ただし、単身世帯は60万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算される場合があります。